

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課 （生涯学習課中央ふれあい館）
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	費用の額の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉法による費用の徴収に関する規則第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉法による費用の徴収に関する規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町老人福祉法による費用の徴収に関する規則 （費用の減免） 第 6 条 町長は、納入義務者が災害、疾病その他やむを得ない理由により費用を負担することが困難であると認めるときは、その費用を減免することができる。 2 前項の規定により費用の減免を受けようとする者は、費用減免申請書（別記様式）に減免を必要とする理由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日